

経済産業省オープンカウンター方式実施要領

1. 目的

この要領は、経済産業省（以下「当省」という。）が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、印刷の製造、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、「電子調達システム利用規約」（以下「利用規約」という。）に定めるもののほか、以下のとおり必要な事項を定める。

2. 定義

オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3. 契約保証金

契約保証金は全額免除する。

4. 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で資格を有しており、企業規模が「中小企業」、「小規模企業」又は「その他」に格付けされている者であること。

なお、企業規模が「その他」に格付けされている場合は、下記法律等により国が優先的に調達するよう努めることとなっている施設等に限るものとし、見積参加者は、下記法律等に該当することを証明する資料（自治体からの証明書等の写し）を見積合わせ参加初回時に提出するものとする（証明資料の変更等が生じた場合は、変更後の最初の見積合わせ参加時に提出するものとする）。

- (イ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）
 - (ロ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就労の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）
 - (ハ) 上記のほか、国が優先的に調達することとなっている法律等
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者には再請負させる場合は注文者の承諾が必要となります。
(事業者一覧はこちら)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者

5. 契約条項の合意

見積参加者は、契約書の作成又は請書の提出の有無にかかわらず、次に記載の契約条項に合意のうえ、見積合わせに参加するものとする。

(1) 物品購入の場合経済産業省物件売買契約条項

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5baibai_format.pdf

(2) 印刷製造、その他物品製造の場合経済産業省役務請負契約条項

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5ukeoi_format.pdf

6. 見積書等の提出方法等

(1) 電子調達システムの場合【原則】

(イ) 見積書の提出について

本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、オープンカウンター公示書に記載の見積書等提出期限（以下、「提出期限」という。）内に電子調達システムにて提出するものとする。

(ロ) 見積金額について

電子調達システムにて見積もった金額（事業の実施に必要な経費のほか、最低賃金の改定等に要する費用を含む）の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き価格」という。）を設定し、提出するものとする。ただし、提出に当たっては、品名（型番含む）・単価・数量・金額を記載した見積内訳書（様式は任意。）を添付することとし、当該見積内訳書には、税抜き価格のほか、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下、「税込み価格」という。）を記載するものとする。

（当該合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

(2) 電子メールの場合【例外】

(イ) 見積書の提出について

本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、オープンカウンター公示書に記載の提出期限内に当省大臣官房会計課契約担当又は調達調整担当宛て（別途指示）に電子メールにて見積書を提出するものとする。なお、後述する電子くじに必要な任意の整数3桁を見積書内に記載すること。

(ロ) 見積金額について

見積書の様式は任意とし、見積もった金額（事業の実施に必要な経費のほか、最低賃金の改定等に要する費用を含む）の「税抜き価格」、「消費税額」及び「税込み価格」を記載すること。（当該合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）ただし、提出に当たっては、「品名（型番含む）・単価・数量・金額」の項目を必ず記載すること。

(ハ) 電子メール提出に係る理由の確認

電子調達システムによる提出を原則とするため、電子メールによる提出をおこなった場合には、その理由を確認することがあるため協力を行うこと。

(3) 印刷製造の場合は見積書に加え、「資材確認票」及び「環境配慮チェックリスト」、「情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書」を合わせて提出すること。

(4) 上記のほか、追加で必要な事項についてはオープンカウンター公示書によるものとする。

7. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 見本等の事前確認が必要な見積にあつては、事前確認をした旨の登録が無い者による見積
- (7) 見積書の他、オープンカウンター公示書で指示する提出物の提出が無い者による見積
- (8) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

8. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。また、契約の相手方となった者のみにその旨を通知する。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、直ちに見積書に記載した電子くじ番号をもとに電子調達システムの電子くじによる抽選をもって落札者を決定するので、見積書の電子くじ番号欄に任意の整数3桁を必ず入力（記載）すること。見積書に電子くじ番号の記載がないときは、当省の契約事務に関係のない職員が指定する電子くじ番号をもって電子くじによる抽選を行うものとする。

9. 結果の公表

見積者全員の商号又は名称及び見積価格を電子調達システム上にて公表する。

10. 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

11. その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合わせ後に物品調達等を取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。